3. 少年犯罪統計の基礎的分析とデータベース構築

(代表) 林 愛美 (文学部人間学科 社会学コース 3年) 久世 悠子 久保 朝美 斉藤 有沙 平嶋 美香 前田 千晶 水谷 祐子 山根 正義 (文学部人間学科 社会学コース 2年)

指導教員

轟 亮 (人間社会環境研究科社会システム専攻 助教授)

1. 背景と研究目的

近年、少年の犯罪状況が悪化しているとされ、治安の回復が現代日本社会の重要課題となっている。その根拠となる犯罪統計として、『犯罪白書』(法務省法務総合研究所)のデータが重要である。しかし、データについては、①犯罪統計の解読に必要な概念について理解する上での整理が不足している、②犯罪動向を解明するために必要な基礎統計が提示されていないものがある、③統計データ作成のための具体的な作業にいくつかの問題点が想定される、など、社会統計学の見地から解明されるべき課題が存在していると考える。そこで本研究においては、社会調査法・社会統計学の基礎知識を応用して、少年犯罪統計の改善点の考察や基礎知識の整理、データ処理の改良を試みた。

2. 研究方法

まず、基本文献である『少年犯罪』(前田雅英 2000)と、『安全神話崩壊のパラドックスー治安の法社会学』(河合幹雄 2004)をグループ構成員全体で精読した後、構成員各自で、『犯罪白書』などの主要文献の内容把握を行なった。並行して、「犯罪統計用語集プロジェクト」(用語データベースの作成)を開始し、犯罪統計の解読に必要な概念を整理した。その後、以下の三つに分けて研究を進めた。

- ① 少年犯罪の近年の動向、処遇内容、再犯者率*1に関する統計を検討し、これらの問題点 や制度の有効性について検討を行なった。
- ② 体感治安に注目し、体感治安の悪化の要因や、「国際犯罪被害数(暗数*2)調査」などの既存犯罪統計を検討、精査し、実証的根拠を得た。
- ③ 体感治安の悪化の研究より、防犯のためのまちづくりの検討を進めた。

3. 研究成果と考察

(1) 少年犯罪の現況

少年犯罪は、犯罪白書に則して 10 歳以上 20 歳未満を対象として検討した。次の図 1 は、少年一般刑法犯*3の検挙人員数*4を表している 1983年には、26 万人と過去最高の検挙人員数になり、それ以降増減を繰り返し 1995年には最低の 14 万 9 千人になり、1998年には18 万 4 千人と再びピークを迎えている。しかし、これを「検挙人口比」(少年人口 10 万人に対する検挙人員数)でみてみるなら、1981年には、人口 10 万人に対する少年一般刑法犯の検挙人員が1,430人と最も高くなり、それ以降、1995年に890人まで減少し、それ以降再び増加、2003年に1,270人とピークを迎え、一昨年2004年には1,210人になり、単に人員数でみたときとは様相が異なることがわかる。



図1 少年一般刑法犯の検挙人員の推移

次に、この 1981 年、1995 年,2003 年,2004 年の 4 時点について、罪種別の検挙人員数を見てみよう。もっとも検挙人員数が高かった1981 年と、近年で検挙人員数が高かった2003 年との比較をしてみると次のようなことが分かった。1981 年では、罪種として最も多い窃盗が19万7,397人となっている。しかし、2003 年の窃盗は、9万5,960人と、1981年と比べてかなり大きな差がある。1981年は暴行が多いが、これは校内暴力が多かったことの影響であると思われる。2003年との変化は、強盗が約1,000件の増加、そして、横領が約27,000件増加していることである。このように、犯罪が多かったといわれている1981年の犯罪の傾向としては、窃盗などが多くなっており、現在よりも凶悪であったとは言い切れない面がある。

次に、日本の少年人口が減少していること加味して考えてみたい。そこで、窃盗と殺人 について、1981年を基準年として、1995年、2003年、2004年の少年人口の補正を行った。 これは、各年の少年人口が 1981 年と同じだったとするならば、窃盗と殺人でどのような検挙人員数となるのかを計算したものである。単純に件数だけに注目すると、減っているように見えても、人口補正をすると違った側面が見えてくる。例えば、窃盗については、1995年と 2003 年とでは、補正前は減少しているように見えるのだが、人口補正をすると実は増加していることが分かる。また、殺人では、2003 年の検挙人員数は 1981 年の 2 倍以上にもなることが分かる。

(2) 非行少年処遇と再犯者率による検討

次に、再犯者率から処遇の効果について考えてみたい。警察庁の統計をもとに、主要罪種別に刑法犯少年の再犯者率の推移を検討した。グラフの特徴を挙げてみると、刑法犯全体の再犯者率は1997年から2005年まで、徐々に増加している。近年問題視されている、凶悪犯に注目してみると、再犯者率は1996年から増加し、2005年では61.0%となっている。性犯罪者は、2000年をピークに、その後減少し、2005年は40.0%となっている。ただし、再犯者率とは同一の罪種での再犯を計算しているわけではないことに注意が必要である。

全体的に言えることとして 1996 年、1997 年で再犯者率が最も少なく、その後、性犯罪者以外は、2005 年まで増加傾向にあることが分かる。このように、全体として再犯者率は増加傾向にあり、このことから、初犯の段階における、少年に対する処遇の効果が十分であるとは言えないと考えられる。

(3) 犯罪被害実態(暗数)調査

『犯罪白書』による「認知件数*5」及び「犯罪発生率*6」は、警察に届けられた、いわば認知された犯罪のみを扱っている。また本研究の(1)(2)においても、数値は全て、警察が把握した数値、つまり認知件数になっている。治安について検討するには、犯罪被害に遭いながら、申告しなかった犯罪の件数である暗数に注目することも重要である。そこで、暗数調査のデータを用いて、次のような式を立てた。

暗数調査の被害率 × 申告率 = 犯罪白書による被害率

不法侵入を例にとり、法務総合研究所による「犯罪被害実態暗数調査」の調査データと、 上の式を用いて暗数を考慮した被害率を算出し、『犯罪白書』の被害率との比較してみた。 その結果が表1である。

(A) (B) (C) (D) (C)/(D)暗数調査の 犯罪白書の 申告率 $(A) \times (B)$ 被害率 被害率 1997~2000年 4.10% 64.00% 2.62% 0.16% 16倍 2001~2004年 3.90% 66.70% 2.60% 0.32% 8倍

表 1 暗数を考慮した被害率(住居侵入)

暗数調査によれば、1997~2000 年の 4 年間に住居侵入の被害にあった世帯は 4.10%で、それを警察に届けた世帯は 64.0%である。この二つを掛けあわせたものは、警察が把握した被害率、つまり、犯罪白書の被害率と一致すると理論的に考えることができる。しかし、実際には大きくずれており、16 倍もの差が見られる。2001~2004 年についても同様の分析を行ったが、8 倍のずれがあった。他の罪種についても同じような傾向が見られる。このことより、警察が把握している被害率は、実際の被害率よりも小さい可能性があると言える。暗数調査のより一層の充実が期待されるが、いくつかの改善点を指摘した。

(4) 体感治安悪化の要因

1990年代後半から、犯罪、特に凶悪な少年犯罪が多発したことより、治安が悪化しているという印象が強い。そこで、治安に対する人々の意識、実際の犯罪の検挙人員(成人を含む)、報道量の推移等を比較し、体感治安の悪化が実際の犯罪によるものなのか、それとも別の報道などの影響によるものなのかを検討した。

体感治安に関する代表的な調査として、内閣府の「社会意識に関する世論調査」と、法務省法務総合研究所の「犯罪被害実態(暗数)調査」がある。「社会調査に関する世論調査」によると、多くの人々が治安が悪くなったと感じていることが分かる。平成 16 年実施の「第2回犯罪被害実態(暗数)調査」によると、現在のわが国の治安を悪いと認識している者が 60% を超えている。また、過去と比較して、わが国の治安が悪くなったとする者の比率は、75.5% を占める。将来のわが国の治安状況についても、悪くなると批判的にとらえている者の比率が高い。

次に、実際の犯罪の件数の推移を見ていきたいと思う。法務省の犯罪白書によると、平成 11 年から平成 16 年の一般刑法犯と、主要罪種別の検挙人員の推移を見ると、少しずつ増加しているようである。これについては様々な見方があるが、少なくとも減少はしていないことから、体感治安の悪化は、過剰反応や妄想ではなく、実際の犯罪の増加に基づいたものと考えることもできるのではないだろうか。

他に考えられる要因として報道の影響がある。体感治安に与えるマスコミの報道の影響の大きさはどのくらいのものなのだろうか。内閣府の平成 16 年の「治安に関する世論調査」では、治安に関心を持ったきっかけとして、テレビや新聞でよく取り上げられているから、という答えが圧倒的に多い。実際のマスコミの報道量について、朝日新聞有料記事検索で、1990 年から 2005 年までの犯罪に関する報道量を調べた。「殺人」「凶悪」というキーワー

ドで検索しただけでも、報道量は 90 年代前半と 2000 年代前半を比較すると、報道量は 2 倍にも増加していることが分かった。

以上のように、体感治安が悪化していること、実際の犯罪の増加は体感治安の悪化を大きく説明できるほどのものとはいえないこと、体感治安悪化の要因としては、報道量の増加の影響や、ここには挙げていないが警察への信頼感の低下や、個人属性など様々なものが考えられることを指摘した。これらのことから、①報道によってもたらされる凶悪犯、②身近で起こる軽微な犯罪、つまり窃盗や不審者などによって、体感治安は急激に悪化したのだと考える。

(5) 防犯のためのまちづくりの検討

(4)で述べたように、人々の体感治安が悪化していることは事実である。安全な住環境で 安心して暮らすことができるということは人々の大きなニーズである。ここでは、不安感 の高まりを抑えつつ、かつ安全で快適なコミュニティというものを考えてみたい。

まず、コミュニティによる防犯対策の例として、ゲートコミュニティを挙げられる。ゲートコミュニティとは、アメリカのコミュニティで導入され、北米の高所得層が住む高級住宅地で用いられるようになったまちづくりの方法であり、街の出入り口を一ヶ所にし、侵入者が容易に入り込めない高さの塀で囲うことにより、不要な車の通行や住民以外の人の侵入を防ぐものである。これは他者排除や階層の再分化を招くものとして問題を指摘されているが、日本でもゲートコミュニティの思想は浸透している。日本では、建築基準法等の制限により、完全に米国式のゲートコミュニティを取り入れることはできないが、このゲートコミュニティのエッセンスを取り入れて、日本式に適応した街がすでに存在している。その例として、神奈川県藤沢市や兵庫県芦屋市がある。ここでは、街の出入り口を一ヶ所にし、出入り口に24時間体制の警備員による監視体制を敷くなどの対策をとったニュータウンが建設され、すでに分譲されている。こういったシステムのための経済的負担は決して軽くはない。しかし、経済的なコストを払っても、防犯対策をすることで、人々の不安感を軽減できることはプラスであると考えられているようだ。

上記のような例はめずらしいものであるが、多くの地域で取り入れられている防犯対策として監視カメラの設置がある。一例を挙げると、金沢市ではモニタリングカメラにより、 傷害事件と強盗事件の解決につながったという。監視カメラは、犯罪を抑止する効果や、 事件解決に役立つことを期待されて察知されているわけであるが、住民の中には、もっと 監視を強化してほしいという意見も実際にある。監視を強めることで防犯を行うことは効 果があるかもしれないが、設置される場所が公共空間であることを考えると、すべての人々 に許容される対策だとは言い難い。

では実際、住民が求めているコミュニティとはどのようなものなのだろうか。平成 15 年に実施された「岩手県民意識調査」の結果では、犯罪の少ない社会を求める声が多い。このような住民ニーズの現状から、地域の安全を商品とするような経済活動が今後拡大して

いくのだろうと予測される。24 時間有人警備されているマンションやタウンセキュリティ 団地の分譲のように。

4. 結論

- ・用語の整理を行った。使用されている概念の正しい理解が重要である。
- ・統計の示し方として、人口補正をする必要性と、罪種別に見る必要性がある。
- ・暗数調査を利用した治安状況のより適切な把握の可能性を探る必要がある。
- ・統計・調査データにもとづき、治安・安全にも高い配慮のある地域形成が望まれる。

用語説明(研究の一環として作成した犯罪用語集より引用)

*1 再犯者率 一般刑法犯檢

一般刑法犯検挙人員に占める再犯者人員の比率をいう。

*2 暗数

現実に発生しているであろう犯罪の数と、警察の認知件数との差。

*3 一般刑法犯

交通事故などの交通関係事件を除いた犯罪。

*4 検挙人員数

警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者

を含まない。

*5 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

*6 犯罪発生率

(犯罪認知件数:居住人口)×1.000(人口千人当たり)

参考文献

鮎川潤,2002,『少年非行の社会学』,世界思想社

猪瀬眞一郎・森田明・佐伯仁志,2001,『少年法の新たな展開』、有斐閣

家庭裁判所調査官研修所監修,2001,『重大少年事件の実証的研究』,司法協会

河合幹雄、2004、『安全神話崩壊のパラドックスー治安の法社会学』

警察庁,2004,『平成16年度版 警察白書』,ぎょうせい

澤登俊雄,2005、『少年法入門』,有斐閣ブックス

谷岡一郎,2004,『こうすれば犯罪は防げる-環境犯罪学入門―』,新潮社

服部朗・佐々木光明,2000、『ハンドブック少年法』,明石書店

法務総合研究所,2004,『平成 16 年度版 犯罪白書』,法務総合研究所

法務総合研究所,『法務総合研究所研究部報告第 10 号 第 1 回犯罪被害実態(暗数)調査』 法務総合研究所,『法務総合研究所研究部報告第 29 号 第 2 回犯罪被害実態(暗数)調査』

星野周弘 他,1995,『犯罪・非行辞典』,大成出版社

前田雅英,2000,『少年犯罪―統計からみたその実像』,東京大学出版会

警察庁ホームページ http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen28/20060216.pdf http://hakusyo1.moj.go.jp/ http://www.syaanken.or.jp/index2.html